

# 評価機関認証の概要について

地域福祉課福祉監査担当

## 1 評価機関認証の概要

- (1) 長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領に規定する認証基準をすべて満たしている場合、評価機関として認証する。
- (2) あらかじめ、長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会の意見を聴いた上で、認証又は不認証の決定を行います。
- (3) 認証の有効期限は、3年間です。

## 2 主な認証基準

### (1) 組織体制等に関する要件

ア 法人格を有すること

イ 当該評価機関を主たる所属とする評価調査者が3人以上所属していること。その調査評価者（評価調査者養成研修を終了し、必要な継続研修を受講している者で、かつ県が公表する評価調査者名簿に登録されている者）は、次に掲げる者をもって構成すること。

- (ア) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又これと同等の能力を有していると認められる者
- (イ) 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

ウ 事業の内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、開示すること。

- (ア) 所属する評価調査者一覧  
氏名（非公開も可）、評価調査者養成研修修了者番号、資格、主な経歴、現職、担当分野、対応可能な評価分野、所属形態、評価の実績件数等（主な経歴及び現職については、当該評価調査者を識別することができないように匿名化することも可）
- (イ) 事業内容（組織、運営、会計ほか）等に関する規程
- (ウ) 標準的な評価手順に関する規程
- (エ) 倫理規程（守秘義務に関する規程を含む。）
- (オ) 料金表
- (カ) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の設置
- (キ) 評価事業の実績

## (2) 評価手法等に関する要件

ア 評価機関は、県が定める評価手法、評価項目等をすべて取り込んで評価を実施すること。また、評価を実施した評価調査者、評価手順、評価結果等について県の定める様式を用いて報告すること。

イ 県に報告した評価結果等の内容のうち県が定めるものを福祉保健医療情報ネットワークシステムに掲載して公表すること。

ウ 第三者評価事業の向上又は適正な実施を目的として県が行う調査等に協力すること。

エ 評価機関は、所属する評価調査者に、評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者の評価を行わせないこと。

オ 評価機関が関係する福祉サービス事業者の評価を行わないこと。

## 3 今回の認証案件

一般社団法人しなの福祉教育総研（認証期限：令和元年11月8日）

詳細は別添審査資料のとおり